

令和5年6月26日

第6回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第6回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地法第52条に基づく農地の賃借情報の提供について

招集年月日	令和5年6月26日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時56分				閉会の日時	午後3時22分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 藤 間 みゆき				
					主 幹 渡 辺 昌 也				
					主 幹 関 田 毅				
					主 任 加 藤 正 則				

開会 午後 1時56分

○次長（前島勝己君） あいさつさわやか加須のまち、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和5年第6回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日、駒宮局長なんですけれども、議会对応ということで今日の総会に出られませんので、ご報告申し上げます。ご了承いただきたいと思います。



### ◎開会の宣告

○次長（前島勝己君） それでは、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席賜りまして、深く感謝申し上げます。

これより令和5年第6回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしく申し上げます。

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○次長（前島勝己君） 続きまして、小川会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

去る5月30日に全国農業委員会会長大会という大会が東京でありましたので、私と事務局の次長と2人で出席したわけでございますけれども、簡単に、参考になればということで皆さんのほうにご報告させていただきたいと思います。

会場は東京の文京区のシビックホール、隣が野球場のドームのところですよ。そして、主催者が全国農業会議所、そして、参加者が大体概算で1,500名、全国から集まりました。そして、埼玉県からは農業委員会が30人ぐらい出席いたしました。そして、また来賓がすごいので、たまげました。久しぶりにすばらしい大会の熱意とパワーを感じてきました。上座に農林大臣が座っておりました。そのほか衆議院議員、参議院議員の各委員長、そして、

私たちの地元の先生、そして、その後に農林省の幹部の皆さん、あと、激励の意味で全国から国会に出ております先生方が、各自激励の意ということで参加したわけでございますけれども、そういう大会でありました。

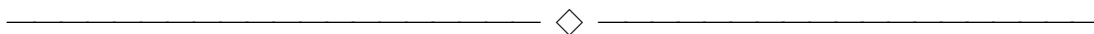
そして、一番、テーマとしていつも農業委員会で載っております持続可能な農業、農村をつくるために、これがテーマでございます。そのテーマに対して、各いろいろな課題があります。その課題に対して、事務局のほうから政策というか、相当の数が提案されたわけでございます。その中で一番私が感じたことは、農地法に対しての政策提案でありました。私がふだん農業委員会でいろんな案件が出てきますけれども、その中でこれという、いつも関心を持っている案件をいつも心の中にとどめておったんですけれども、そういう課題が全国の委員さんから質疑等で発せられまして、それに対して活発に討論になったわけでございますけれども、私たちが、全ての農業委員会が同じ課題を持っているのではないかなというふうに感じてまいりました。

今、簡単に申し上げたんですけれども、全国の農業委員会も加須市の農業委員会も同じ課題を持って日々、農業委員さん、推進委員さんが活動しているということ、その大会をもって確信を持って帰ってきたわけでございますけれども、今後とも皆様方のご協力をもちましてこの会の活動ができますというふうに思っております。

それでは、本日の総会よろしく申し上げます。

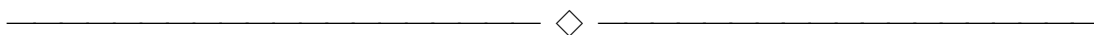
以上です。

○次長（前島勝己君） 会長、ありがとうございました。



#### ◎出席委員数の報告

○次長（前島勝己君） 本日の総会でございますが、委員総数15名のうち全員の方に参加をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。



○次長（前島勝己君） それでは、議事のほうに入らせていただきます。

議長につきましては、加須市農業委員会総会会議規則第4条に基づきまして、小川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。



### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。

日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に、

7番 小川達夫 委員並びに

8番 松本榮次郎 委員

の両委員さんを指名いたします。



### ◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 次に、議事に入る前に3件の取下願が提出されております。

本日の議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書2ページの3条の3番水深地区、議案書3ページの3条の6番樋遣川地区及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書6ページの5条の5番樋遣川地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことを報告いたします。



### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」の1件を議題といたします。

1番の元和地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」ご説明します。

位置図につきましては、1ページをご覧ください。

本案件は差押物件で、その買受申出に必要な買受適格証明願について、今後農地法第3条の許可を必要とするため、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要添付書類が整えられております。

申請人は競売物件を買い受けて、ミニトマトの栽培をする計画となっております。また、申請人は現在耕作はしておりませんが、農業関連の研修や教育プログラムに積極的に参加する予定であり、自宅から農地の場所まで車で通える距離であり、週5回以上現地で作業する予定となっていることから、問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。6月21日に の さんに電話をし、聞き取り調査を行いました。名前からして、日本語が通じるかなと不安でしたが、日本に来て18年になるそうで、日本語はとても上手でした。日本に来たときは だったそうで、その特技を生かしてスマート農業をやりたくなったと言っていました。最初はミニトマトを作付し、ほかにもいろいろとやりたいて言っていました。現地には土日のときに、大体1時間ぐらいかかるそうなんですけれども、3回ほど通ったそうです。ガラス温室とか事務所とか倉庫などを見て、とても気に入ったとのことでした。この土地が手に入ったら、加須市に借家を借りて、農業を一生懸命やりたいておっしゃっていました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。ちょっとお尋ねしたいんですけど、適格証明願ですか、これは加須市以外の方をこういうふうに議題に乗せるということなんですかね。それとも、加須市の方がこういう買い付けの協定に関わった場合もこういう案件というのは出るんですか。

○事務局（渡辺昌也君） 特に加須だけに限らず、この案件にそういった手を挙げた方がいれば、こういった案件には出てくると。

○1番（高橋雅一君） じゃ、別に、この案件に出た人が必ず議題に上がるという考え方で。

○事務局（渡辺昌也君） はい、そういうことでお願いします。

○1番（高橋雅一君） ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は申請地は自宅からも近く、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は高齢により耕作が困難なため、なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

6月21日、推進委員の梅田さんと野本さん及び譲受人の代理人 さん、譲受人のさん、譲渡人のさんの6人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。



現地は古くからの集落が多く、その中に新興住宅が立ち並ぶ一角で、地目は田3筆の合計440.77平米です。現況は道路と同程度の地面であり、トラクターできれいに耕うんされていて、野菜を作付するのに最適な状況でした。

譲受人の　　さんは、申請地の所有者で譲渡人である　　さんから売買の話を持ちかけられたもので、常々野菜を作付する意思があったことから話がまとまり、今回の申請となったものです。　　さんは　　歳の高齢で、　　さんと　　であり、先行きを心配して　　さんに譲渡しを決断したものでした。　　さんの家は兼業の米農家でしたが、数年前にコンバインが壊れてから作付をしておらず、草を生やさないうトラクターで耕すのみとのことです。自宅敷地内では少々の野菜を作付していますが、土壌が悪く満足な野菜はできない状況だったので、よい機会でしたとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農地として利用したいため、譲渡人は駐車場として使用する予定がなくなったため、今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまふ。

以上でございます。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がりましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君）　2番、久保です。

6月22日、推進委員の梅田さんと野本さん及び譲受人の代理人 さん、譲受人の さん、譲渡人の 代表 さんの6人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

現地は昔からの集落地の一角で、南側には県道加須幸手線があり、徐々に新規の住宅が建てられていますが、申請地はその旧道沿いにあり、 駐車場に隣接して、西北方面へ農地が広がっている状況です。地目は田の482平米で、トラクターによりきれいに耕うんされていました。

申請地は何年か前に 駐車場にする予定で隣接した東側の別人の物件も含めて5条申請を行い、許可されて、本件の さんから譲受けを受けたところですが、 は今以上の駐車場を必要としなくなってきたため、地目を変更しないまま今となりましたとのことです。そこへ今回 さんから、野菜の作付をしたいので、申請地を譲り受け買戻しをしたいと譲渡人の さんに話をもちかけたもので、了解が得られたため今回の申請に至ったものです。

なお、申請地の旧道の南側に水路がありますが、申請地からの排水管が旧道の下に通っているため、排水ますも確認し、水はけをよくすることで申請地の西に隣接している自作地も排水がよくなるため、併せて優良農地を生み出していきたいとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法上やむを得ないという判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。  
どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

ただいまの説明の中で、 さんが5条で許可を受けた土地というような、駐車場として許可を受けた土地というようなお話がありましたが、これは5条で許可を受けて、地目を雑種地に変えなかった、変えていなかったというところで、今回申請に上がったということでございますか。

○事務局（渡辺昌也君） そうです。地目を変えずにということでした。

2筆で当時、平成28年頃に申請が上がってしまっていて、2筆で上がっていたんですけども、片方は一応工事を完了しまして、もう一筆の今回の申請地については工事をしないまま完了ということで、一応備考のところにもそういった事情によって、今回の申請の所は工事をしないまま完了させてくださいという申出があって、完了しているものです、当時。

以上です。

○11番（関 弘明君） はい、分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢のため農作業ができなくなったため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。6月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

譲渡人の さんは高齢のため土地の管理が難しく、本件申請の周りは既に太陽光発電があり、自己所有地の有効を図るため、今回の申請に至ったとのこと。許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は耕作規模の拡大を図るため、譲渡人は耕作、管理ともに困難なため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。6月16日土曜日10時過ぎに、該当物件を見学しながら、譲渡人の 様宅にお邪魔いたしました。該当物件は葛西用水の北側の低い土地でございますけれども、管理はされており、作付はされておりました。その後、

さん宅にお邪魔しまして、さんに事情を聞きましたら、さんは高齢でおりまして、  
おりますが、とも に出て所帯を持っており、農地をどうするということで会議を開きましたが、農家を継ぐ人はいないという結論になったそうで、農家縮小方針ということで話がまとまったそうです。高齢のおばあさんお一人でございますので、耕すことも管理することもできませんので、現在、さんに土地をお預けしてありますので、  
さんにご相談しましたら、贈与を受けるということをご返事いただいたので、本件に至りました。

その後、 の にお会いしまして、今の旨を伝えましたら、そのとおりでいうことで、了解済みということですので、農地法上何ら問題ないと判断いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業経営基盤強化促進法第7条第1号の事業を実施するための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 淨君) 5番、嶋村です。6月19日の日に推進委員の金子さんと現地確認及び譲渡人の さん宅を訪問し、現地確認を実施いたしました。

この現地は、農地中間管理事業によって規模拡大された場所でございます。 さんのお宅お邪魔したんですけれども、ちょうどまだ田植えをやっている様子で、なおかつ麦刈りもあるということで本人には会えなかったもので、後ほど代理人の、これは の さんに電話でお話を聞きました。位置図を見ていただいて、 とか とか

、これは全部一体の一部分でございます、これ全部 さんの耕作しているところでございます。これも さんの土地であると思えます。その関係で、今回購入することになったということでございます。

それから、右のほうの図面、 、 、 、これはおととしまでは さんという方が耕作していたんですけれども、去年亡くなりまして、後を誰もやらないということで、 さんが引き受けて、購入することになったみたいです。 さんは高柳地区随一の大型農家でございます、何ら問題はなく、よろしくご審議のほうお願いいたします。

以上でございます。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」1件を議題といたします。

1番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図8ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は長屋住宅2棟、4戸を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番(松本昇君) 12番、松本です。18日、榎本勝雄推進委員と2人で申請者の様宅を訪問し、聞き取り調査と現地調査を行ってまいりました。宅は位置図のとおり、申請地のすぐとなっており、申請地の地目は畑ですが、以前は宅地前に井戸を掘って水稻苗ですか、苗床にしたり、その後に水稻栽培をしていたそうです。このたび、井戸を掘れなかったために、申請の事由のとおり、将来の生活の安定を考えてこの土地を転用し、長屋住宅経営を計画したと述べていました。

また、さんは令和3年の第8回農業委員会にも転用によって8戸の長屋住宅を申請し、建設し経営しております。さらに、この土地のすぐ東側では令和4年第11回農業委員会で

も転用申請し、約6,000平方メートルの工事を進捗しております。周囲は住宅化が進んでおります。

なお、申請の事由の記載の中に、インターチェンジや羽生のショッピングモールとは一応記載されていますけれども、ここからは大体車で10分前後はかかるというふうになっております。

このようなことから、この申請内容は農地法第4条の許可条件を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」11件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設として利用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本事業は国の固定価格買取制度ではないFIT事業によるもので、発電電力を買い取る法人との契約書の写しが添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。6月20日、推進委員の梅田さんと野本さん及び譲受人の代理人 さん、譲受人の太陽光発電施設の会社、 の

さんの5人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。当日、譲受人とその代理人は事業所がある から駆けつけていただいたものです。

譲渡人の さんは 歳、 に で後継者なし、 で が多く、現地へ行くのは無理なので、譲受人にお任せしておりますとのことで、おられませんでした。お話は電話でお聞きしました。申請地の北側は、西隣にある地元から と言われている家から分家しましたが、今、分家に誰も住んでなく、何十年も帰っておりませんので、どうなっているのか何も分かりませんとのことでした。

申請地でお聞きした の の さんの話によると、家は朽ち果て、その中に竹が繁茂し、東側の他人の敷地まで根が進入しておりました。その南側の申請地である地目田3筆の2、342平米は高さ2メートル以上の雑草で覆われて、昔の住まいはそこからは見えませんでした。現在、家屋は取り壊し、南側の田は雑草を取り払い、田に復元しておきましたとのことで、広々としております。その場所に太陽光発電施設を設置するに当たり、同 の さんは、周辺の家にか会社の担当社員が挨拶回りで伺ったときに、反対している家がなく、雑草等がなくなるので肯定的でしたとのこと。なお、太陽光パネルは近隣の家にか太陽光の反射が影響しないように設計し、その角度も調整できて、配電盤の音も静かだそうです。

このようなことから、本件の申請につきましては申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。



(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図10ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権30年により土地を取得し、自己居住用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。6月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

譲渡人と譲受人は 関係にあり、現在は さんの実家の離れで生活しています。

の です。お子さんを実家、地元で生活を考えて、実家の前の農地の今回の申請に至ったとのことです。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図11ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅12棟を建築するもので、必要添

付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。6月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地確認を行ったところ、管理はされていまして。譲渡人の さんにお話を伺ったところ、以前は農地として活用していましたが、高齢になり土地の管理が難しくなり、今回の申請に至ったとのことでした。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は譲受人が賃貸借権20年により土地を取得し、駐車場を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在使用している車の台数から鑑みると駐車場が手狭であり、既存利用地の隣接土地所有者から土地をお借りすることができたため計画したもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。6月16日、1時過ぎに田村推進委員さんと当該物件を確認後、譲渡人の 氏及び 氏宅を訪問する予定でした。まず、該当物件につきましては、航空写真をご覧のとおり、該当物件の左右ともトラックの駐車場になっております。位置図で見ますと、バイパスから密接して、若干バイパスからも入れるように記載されておりますけれども、実際は接道距離はそんなになく、バイパスからの進入は無理ということで、結局、この土地は袋地のような形で、向かって左側の駐車場から入る以外利用できないという土地でした。

そういうことを考えまして、 さん及び さん宅を訪問しました。いずれの方も不在でした。 さんについては てもう施設に入っております、 さんにつきましては のほうにお住まいだということで、地元にはおりませんので、地元の さんという さんに一任してあるということで、 の にお会いしてきました。以前から依頼されておりましたけれども、いかんせん地形が悪く、進入路がないということで方法がなかったところ、隣を借りている さんがぜひとも事業拡大のために土地を貸してもらいたいという依頼がありまして、これはもう大変いい依頼だということでお話ししましたら、即進めてくれというお話がありまして、賃貸借契約に至ったそうです。

さんにつきましては、代理人の さんのほうに確認をしまして、代理人さんのほうからそういう旨をお受けしておりますので、そのとおりでございますというお返事がありましたので、何ら問題ないと判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 4ページ及び土地利用計画図の5－6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅5棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本でございます。

この場所については、6月16日に推進委員の夢川さんと譲受人の

代理人のさんと、ほか、図面関係がありまして、家を建てるので設計者ということで2名と、それから、この場所は一応土地改良の関係でパイプラインが走っていますので、ちょっとそんな関係もありましたので、土地改良の担当者と、計6人でこの現地を立会いし、現地をまず確認しました。

その前に、5棟建てるということで図面を業者のほうから当日持参してほしいということで、図面を見ながら検討いたしました。特に土地改良の関係では、水路というかパイプラインがその畑というか、道路と畑の境にパイプラインが入っていますので、これも4月にこの辺の関係上、大きな問題が発生しているのです、二度とこういう問題が発生しないようにということで土地改良の役員の方からもいろいろ説明があり、この場所については慎重に検討しました。

特に5条の関係なので、許可は相当、許可については問題ないというふうに夢川推進委員と判断いたしましたが、特に土地改良の関係で図面上、パイプラインのパイプと特に建物の浄化槽がそこにいかっているものですから、干渉するというので、代理人に、この場所についてはパイプラインをよけてもらいたいという条件で、6月16日の確認では、9月24日まで土地改良では水を供給するものですから、9月25日以降に現場で再度確認すると。ただ、5条の関係では許可するけれども、そういうものを取り入れて、問題のないようお願いしたいということで、一応業者もオーケーということで、特に先ほど説明があったように、5棟分についてそういう条件をのんでいただければということで、許可を決めました。

ちょっと複雑なんですけれども、私のほうからそういう説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅7棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。6月17日土曜日、田ヶ谷地区の推進委員の清水さんと現地確認に行ってきました。

申請地の北側が譲渡人の さんのお宅ですので、最初に聞き取りに行きました。あいにく本人は不在だったんですけれども、 から話を伺うことができました。今回、建売住宅7棟の建築という農地転用の申請なんです、転用に至る経緯については、詳しいことはよく分からないと はおっしゃっていましたが、昨年まで知り合いに耕作をしていた土地なんですけれども、その耕作の契約が切れたということで、今回売却をするようになったというふうにおっしゃってありました。

その後、現地で本申請の代理人の さんから話を伺いました。譲受人の に

つきましては、 の で土地や建物の売買や仲介を業としているところです。申請地ですけれども、昨年まで水稻を作付しておったということで、特に現地については問題ありませんでした。5条の許可要件の立地基準につきましては、2種農地ということで、周辺は住宅と農地が混在しておりますので、問題ないと思います。それから、一般基準につきましては、周辺農地への営農への支障はないと思います。さらに、農地転用の実現性についても問題ないというふうに思います。

このようなことから、本申請は農地法の許可基準から判断して何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅2棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私のほうなので、私から説明いたします。

14番、小川です。この案件につきましては、6月23日の金曜日、推進委員の石川さんと代理人である さんを同席いたしまして、現地調査及び聞き取りを行いました。

まず、現地はこの譲渡人の さんの宅地の南側にありまして、その南も宅地になってお

ります。宅地と宅地の間に面している畑であります。そして、東側は加須市の市道に面しております、畑自体は適切に管理されておりました。そして、次に代理人の　さんと3人で現地で話をしたんですけれども、その畑自体は道路に対して半分ぐらいですかね、相当高くなっておりますので、盛土をしなくても、ならずとちょうどいい土地になるということで、盛土をしなくてもいいということです。そして、また、この建売住宅の2棟の污水等は加須市の市道の中に農業用集落排水が設置されておりますので、それを利用するということです。

あと、もう一点なんですけれども、この案件の土地の一部が農地として一応残っているんですが、これはどうしたんだと聞きましたら、　さんの西側のうちが隣家で宅地になっているんです。今、住んでいるんですけれども、立派なうちへ住んでいるんですけれども、その進入路が現在の開発じゃ狭いということで、将来のことを考えて2軒で話し合っ、一部農地は残したそうです。将来の建築のために残したということ、そういうことですので、一応何ら問題ないという判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君)　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君)　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君)　ご説明いたします。

位置図17ページ及び18ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(5か月)により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君)　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。6月20日、田村推進委員と譲渡人の  
の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

現地は作付されておらず、一面草が生えている状態でした。昨年まで耕作されていましたが、器具等が埋まってしまい動かなくなったり、あと、隣接する畑の高低差があるため耕作しづらいということで、今回の申請になりました。やむを得ないと判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。細かいことなんですけれども、耕作機械の耕作はこれじゃなくて、耕すほうじゃないんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） はい、そうです。「工」を耕すに直していただいて。ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページをご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地3区画を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査



の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。6月23日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。現地で譲渡人の さん、譲受人の の代理人の さんにお会いして、お話を伺っていました。よく管理されておりました。日当たりも良好な土地でした。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページをご覧ください。

この案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われれます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。6月21日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。現地で譲渡人の さん、譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。現地は耕うんされておまして、きれいになっておりました。低地のため、二、三年前から稲を作っていたそうなんですけれども、稲刈りのときにコンバインが進まなくなったり、潜ったりしてしまうので、農地改良

をして水はけをよくしようと計画したとのこと。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。田んぼを畑にするという農地改良の一時転用の申請なんですけれども、参考までにちょっと教えていただきたいんですが、農地改良に関して埼玉県農地改良の基準というのがあるように聞いていまして、例えば、道路より何センチ以上盛ってはいかんとか、農地改良することによって水が宅地に流れ込んだり、あるいは道路に水が行ったりと、そういった被害も場合によっては考えられるのかなというところで、農地改良するときはどういった形式で農地改良をするような指導になっているのか。例えば、水をはけるようなその用の水路をつくって水を落とすとか、そういった水の逃げ道的なものですか、そういったいわゆる基準的なものがあれば、教えていただきたいなと思います。

そして、もし可能であれば、この土地利用計画図に何も載っていないんですけれども、現場の農地改良の断面図とかそういったものがあると、より基準というものが分かりやすいのかなというふうに思いますので、可能であれば、そういったものも添付していただければありがたいと思います。

○事務局（加藤正則君） 事務局です。

盛土の高さの基準なんですけれども、埼玉県のほうの基準では道路面から30センチまでの高さまで上げることが可能になっているんですけれども、加須市の場合は加須市の埋立ての条例もございますので、道路から見てプラス10センチまでが基準になっております。隣地との高さの関係で、泥を盛ったところと隣地で高低差が発生する場合には、素掘り側溝を設けることになっておりますので、そういった基準にのっとり、相手方に工事をやっていただくように指導しておりますので、それで問題は起きないようにということで、そのような指導を行っております。

○次長（前島勝己君） 補足ですが、県の基準では道路から30センチまで、畑の場合です。加須市の場合は条例で道路から10センチまでとなっております。田んぼの場合は逆に道路から10センチ低い高さまでとなっております。排水対策としては、農地の周りに、素掘りの水路を設置することとなっております。周りに水路がある場合には、さらに、そちらに落ちるような形で施工しております。当然、今まで水田だったものが畑となり水がはけにくく

なります。これまでに多少の苦情は受けたことがございます。その際は、施工業者に相談して、改善を図ることとしております。

それから、図面について、農地改良の断面図ということなので、こちらについては次回以降、ご用意させていただきますので、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅7棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、開発区域の一部が第1種農地と判断され、農地法施行規則第36条隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用に該当し、事業の全体計画に対して第1種農地の割合が3分の1を超えない等の要件を満たしていることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。先月、5月16日に現地見に行ったんですけども、そのときにこの問題は処分保留になった問題なんです。今月19日に譲受人の

の代理人の さん、譲渡人の さんに電話したところ、先月現地確認をしたので、今回はよいでしょうと言われました。あとは農業委員さん、推進委員さんに任せるとのことだったので、6月20日の日に推進委員落合さんと2人で現地を見てまいりました。よく管理されておりました。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和5年（6月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）について、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。



### ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

それでは、報告第1号から第5号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の9ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届け出について16件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、14ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

続きまして、報告第3号、15ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について7件で、内容は資料のとおりです。

次に、16ページ、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について20件で、内容は資料のとおりです。

続きまして、報告第5号、19ページをご覧ください。「農地法第52条に基づく農地の貸借情報の提供について」でございますが、この一覧表は令和4年度に設定された10アール当たりの貸借の実績でございます。地域ごとに最高額、最低額と極端な額及び物納を除いた平均額、100円未満四捨五入を掲載しております。また、それぞれ算出に用いた筆数と使用貸借の筆数を掲載しております。それぞれ下段の括弧書きの数字は、前年度、令和3年度のものでございます。これらの情報は広報紙やホームページで公表する予定でございます。

なお、この一覧表は農地中間管理事業に係るものは除いておりますので、参考資料として、中間管理事業推進地区における貸借料一覧及び加須市農地中間管理事業推進地区地図を本日お配りしておりますので、併せてご参照ください。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会にお戻しいたします。



#### ◎閉会の宣告

○次長（前島勝己君） 小川会長、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第6回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時22分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年6月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 小 川 達 夫

署名委員 松 本 榮次郎